

支部評議員資格統一規定

区分	項目	現 行	改 定
1	医師免許取得歴	7年以上	改定なし
2	学会々員歴	7年以上	改定なし
3	要保有資格	本学会の専門医であること ただし、専門が病理学である場合は、日本病理学会の専門医をもって代えるものとする	改定なし
4	経 験	消化器内視鏡に関して十分な経験と指導力を有すること	改定なし
5	業績等	1) 論文 本学会の学術誌(Gastroenterological Endoscopy、Digestive Endoscopy、DEN Open)またはProgress of Digestive Endoscopy、Endoscopic Forum for Digestive Diseaseを含む医学中央雑誌、Pubmedに掲載されている学術誌に、消化器内視鏡に関する論文を公表(筆頭者または共著者)していること	1) 論文 改定なし
		2) 講演 本学会総会または支部例会において、消化器内視鏡に関する研究成果を継続的に発表し、かつ、原則として、最近5年以内に次の条件のいずれかを満たしていること ①本学会総会または支部例会において、シンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、特別講演等(いずれも演者5名以内)に演者として参加していること ②本学会総会または支部例会、学会セミナーもしくは支部セミナーにおいて、講師、司会もしくは座長を務めていること	2) 講演 本学会総会または支部例会において、消化器内視鏡に関する研究成果を継続的に発表し、かつ、原則として、最近5年以内に次の条件のいずれかを満たしていること ①本学会総会(演者3名以内)または支部例会(演者5名以内)において、シンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、特別講演等に演者として参加していること ②本学会総会または支部例会、学会セミナーもしくは支部セミナーにおいて、講師、司会もしくは座長を務めていること
		3) その他 上記1)または2)①のいずれか一つが筆頭者であること	業績について、上記1)と2)を原則満たさなければならない。 ただし、上記1)または2)①のいずれか一つが筆頭者であった場合は、前述に代えて条件を満たしたものとする。
6	特例措置等	1) ※選出基準に満たない候補者については、支部会則に特別推薦支部評議員の条文を設け、若干名の範囲内で対応する。	改定なし